

名護市教育委員会議事録

会議名	第 368 回名護市教育委員会臨時会		
開催日時	令和 2 年 7 月 27 日（月） 開会 16：30 閉会 17：15		
開催場所	名護市役所 第 1・2 会議室		
出席者	教育長 委員（教育長職務代理者） 委員 委員 委員	岸本敏孝 大城千代子 照屋 厚 大城 享 宮城 恵次	教育次長 (教)総務課長 学校教育課長 文化課長 (教)総務課総務係長 学校教育課学校指導係長 文化課市史編さん係長 ほか担当職員
欠席者			

1 議案

議案第 36 号 令和 3 年度使用教科用図書の採択について

議案第 37 号 令和 2 年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第 5 号））の要求
について

議案第 38 号 令和 2 年度 8 月人事異動について ※ 秘密会

2 内容

- ・ 議案第 36 号 令和 3 年度使用教科用図書の採択について

（学校教育課長より説明）

委員：採択については各教科の代表の先生方がきちんと精査をして選び、それを採択した
と思うし、それが適切だと思っている。先生方の採択の仕方によっても色々考え方があり、
教科書もそれなりの先生方が作った教科書なので、不適切なものはないと思う。それでも、
国頭地区という地域の中で教科書を採択する場合には、地域の状況や子ども達の実態、社
会情勢を踏まえながらやって頂いたと思う。そこで、単純な質問だが、例えばこの中で、
書写 19 ページ、数学 29 ページ、理科 31 ページ、音楽 33 ページ、道徳 47 ページについ
て、やはりある程度評価するには言葉だけでは厳しいため、点数でという形で評価してい
ると思うが、今挙げたものは僅差になっている。後はほとんど結構な点数の差があるので
それなりの評価ができると思うが、僅差のものについて、どういう風な方向性の中で採択
されたのか説明して頂きたい。

学校教育課長：例えば 31 ページ、32 ページの理科教科書のところで説明をすると、31
ページにある通り、理科教科書の啓林館が 30 点、東京書籍が 29 点ということで、僅差に
なっている。他にも 2 点差の教科等があるが、説明をした講師の皆さんは、点数は僅差にな
っているが、点数の高い方が自信を持って推薦しますという様な表現だった。31 ページに
書かれている通り一番大きなポイントは、まず国頭地区の生徒の実態に合わせて教科書の

特徴がどういう風に噛み合うかということが大きな視点だと話していた。例えば、啓林館の方では、推薦理由の3番目にあるように沖縄の地域植物であるソテツについて詳しく説明しているなど、地域社会の特性に対応した内容が多数見られることで生徒の関心を育てることができ、推薦理由の1番目の植物を観察する際の見方・考え方を丁寧に取り扱っているというのは、視点が地区の子ども達にとって丁寧な説明が必要だという観点からこちらを推薦している。また、31ページの調査研究資料で◎は1社しか付けられないが、啓林館の方は内容ウの発展的な学習内容の部分で◎が2つ、②の形式部分にも◎が付いており、東京書籍は内容イの学習内容の質・量の部分で◎が2つとなっているように、それぞれの教科書に特徴がある。その特徴を踏まえた上での、国頭地区の実際の現場に立っている先生方の意見であり、この項目が充実している方が子ども達の学習意欲を高め更により良い学習効果が期待できるということで推薦理由を頂いている。決して点数だけやっているのではなく、実状を踏まえ、重点的なポイントを押さえた上で推薦している。

委員：◎や○の評価方法で、内容イの学習内容の質・量が学習指導上適切であることという部分で、東京書籍の◎の数が3つあるのに対して、啓林館が1つとなっている。そうになると、どこに重点を置くかで全く変わってくる。これは点数制で採択されているが、文言をみると◎が3つ付いている方が教える時に良いのではないかと思った。

学校教育課長：この部分だけをみると内容イに関しては啓林館よりも東京書籍の評価の方が上という結果になっているが、◎の数は総合的に評価している。学習内容の質・量が学習指導上適切であるというのは難しく、どの教科書も学習指導要領に則って適切に作られているので、実際そこに大きな差はないということが現状だと思う。その時に子ども達の実態に合わせて、この教科書が先生達にとって使いやすいかどうか、評価の時に、専科ではない先生方にも使いやすい教科書になっているかという観点もある。

委員：47ページの道徳で、今の僅差の件になるが、前回の道徳採択の際に約8、9社の6学年で約50冊を全部読むと、それぞれの良さが全部出ていた。全社とも学習指導要領を踏まえているので、文科省の検定に合うように作られている中で、ここは子ども達にとって良いだろうなという部分が見えてきた。それが今47ページの◎が1個違いの僅差で評価されているが、見ると1つの観点がこの教科書会社だけに◎がついて他は全くついてない。そして次の観点でもこの会社だけに◎があつて他の教科書会社に全くないという特徴的なものになっている。トータルする数は問題ないが、こういう特徴的な部分が評価されているということで良いか。

学校教育課長：はい。評価する際に、この項目に関しては明らかに他より秀でていているという考えで良いかと思う。

委員：今回の特徴的な部分である情報モラルといじめの問題、そして考え議論するというポイントは全てに入っているので、その辺りの評価についても先生方に表記してもらえると分かりやすかったのではないかと思う。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第37号 令和2年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第5号））の要求について

((教)総務課長より説明)

委員：学校保健特別対策事業の歳出充当額が 950 万円となっているが、全て補助費になるのか。

(教)総務課長：950 万円の補助で、残りの 950 万円は名護市が負担している。

委員：950 万円の 50%補助ではなく、950 万円が国からの補助金となるのか。

(教)総務課総務係長：歳出は小学校が 1,900 万円となっており、その半分の 950 万円が歳入となっている。同様に、中学校費はトータルで 950 万円歳出となり、その半分の 475 万円が歳入という形になっている。

委員：非接触型体温計は、子ども達は全員測るのか。

(教)総務課長：学校の方でどう対応するか判断する。今回は学校が必要とのことで挙げている。

委員：基本は家で測るということになるのか。

(教)総務課総務係長：検温表を渡しているのですが、基本的には朝学校に行く前に、きちんと測ってきて来て頂くという流れになっているが、例えば保健室でも体温計が必要だという場合にはこの補助金を活用して購入して頂く。そのため、全学校がこれで購入するというわけではなく、必要に応じてということになる。

(教)総務課長：内容については学校の校長判断ということがあり、各学校が必要だというものが計上されている。

委員：保護者への連絡の電話について、中学校は携帯電話、小学校は新型コロナ対策関連一般管理費の 700 万円の中に入っているということか。小学校は携帯電話ではないのか。

(教)総務課総務係長：学校によっては固定電話の増設を要望されるところもある。携帯電話は契約自体難しい部分があり、今回要望されている学校に関しては短期契約型ということを確認して頂いた上で、少額ではあるが日割り計算ができるような短期契約ができるもので検討している。

委員：非接触型体温計について、前回、これを発注したかったが無かったため、従来の脇に挟むタイプのものになったということで、各学校に 1 回は体温計が配布されているが、非接触型体温計は、幼稚園や低学年の子ども達の熱を測るのにととても適している。これは額に当てるだけなので、現場にあった方が良いと思うが、購入について再検討できないか。

(教)総務課総務係長：コロナ対策の国の一次補正に基づき、学校教育課で非接触型体温計の購入を検討している。

委員：中学校でテレビ・テレビ台、電子黒板の購入等があり、使用範囲が広がっている。

(教)総務課総務係長：コロナ対策でないと対応できない予算となっており、例えば 3 密を避けるために遠く離れた所でプロジェクターや大型のテレビで見て貰う、電子顕微鏡もパソコンと繋いでスクリーンに映し出すという、それなりの根拠が必要となる。

委員：後で対象外となることはないのか。

(教)総務課総務係長：実際発注する段階で再度精査している。学校にも国の二次補正で急遽編成して頂き、なかなか精査する時間が乏しかったため、実際に発注前に個別できちんと確認していく。

(文化課長、文化課市史編さん係長より説明)

委員：保管棚の既製品は高額なのか。

文化課市史編さん係長：既製品は200万から300万ぐらいかかるため、材料を購入し、自前で棚を作る。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第38号 令和2年度8月人事異動について

※ 秘密会

((教)総務課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏寿

作成職員 津波みず希